

京都市告示第 105 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき，平成 18 年 3 月 1 日付けで認可した紫野西大徳寺町南部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出，平成 19 年 6 月 14 日付けで認可した灰方町自治会の代表者変更の届出，平成 13 年 7 月 5 日付けで認可した大下津町自治会の代表者変更の届出，平成 24 年 5 月 24 日付けで認可した醍醐和泉町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 18 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
紫野西大徳寺町南部町内会	京都市北区紫野大徳寺町 67 番地の 59	京都市北区紫野大徳寺町 67 番地の 43
醍醐和泉町町内会	京都市伏見区醍醐南里町 5 番地の 6	京都市伏見区醍醐榎ノ内町 53 番地

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
紫野西大徳寺町南部町内会	近澤 勲	島村 安一
灰方町自治会	井上 喜安	武甕 太一郎
大下津町自治会	佐々木 哲也	鴫田 勝一
醍醐和泉町町内会	三辻 信子	北脇 茂男

3 代表者の住所

	変更前	変更後
--	-----	-----

紫野西大徳寺町南部町内会	京都市北区紫野大徳寺町 6 7 番地の 5 9	京都市北区紫野大徳寺町 6 7 番地の 4 3
灰方町自治会	京都市西京区大原野灰方 町 7 1 6 番地	京都市西京区大原野灰方 町 5 4 6 番地
大下津町自治会	京都市伏見区淀大下津町 4 番地の 2 7	京都市伏見区淀大下津町 1 4 番地の 1 7
醍醐和泉町町内会	京都市伏見区醍醐南里町 5 番地の 6	京都市伏見区醍醐槇ノ内 町 5 3 番地

(文化市民局地域自治推進室)